

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(五件) (農業振興課) 二
- 平成二十年における主要農作物の原種の価格 (農産園芸環境課) 四
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 四
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 四
- 保安林の指定実施要件の変更の予定告示内容の掲示 (同) 四
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出 (水産業振興課) 五
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 五
- 道路の区域変更 (道 路 課) 六
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 六
- 土地改良区役員の内任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 七
- 土地改良事業計画の適当の決定 (東部地方振興事務所) 七
- 監査委員 八
- 宮城県知事に対する措置請求に係る監査結果の公表 八
- 宮城県公報第一九〇七号中 二
- 宮城県公報第一九六九号中 二

○宮城県告示第八百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アフタースクールぱるけ

一 代表者の氏名 谷津 尚美

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木一丁目七番三十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者に対して、豊かな余暇支援およびその家族支援に関する事業を行い、障がいを抱えていても地域の一員として安心して共存・共生することが出来る社会構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年八月八日

○宮城県告示第八百五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二二〇〇三〇五	ジャパンスター・ヘルパーステーション 柴田郡大河原町字錦町五番八号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャパンスターグループ	平成二十年八月一日
〇四二二二〇〇三三三	ジャパンスター・ヘルパーステーション 柴田郡柴田大字船岡字中島六十八柴田町地域福祉センター	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャパンスターグループ	平成二十年八月一日
〇四二二七〇〇三三〇	ジャパンスター・ヘルパーステーション 黒川郡富谷町富谷字町十八番一号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャパンスターグループ	平成二十年八月一日

○四二〇九〇〇一〇四	ジャパンケアサービ スハッピー仙塩・ビ スハッピー仙塩・ス テーション 多賀城市大代五丁目 十番四十五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ブ	平成二 十年 八月二 日
○四一五三〇〇四七四	ジャパンケアサービ スハッピー仙台中 央・ヘルパーステ ーション 仙台市若林区三百人 町百八十一ライオン ズマンション保春院 西一〇一号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ブ	平成二 十年 八月二 日
○四一五五〇〇五八六	ジャパンケアサービ スハッピー仙台・ヘ ルパーステーション 仙台市泉区松森字鹿 島五十三番五十八号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ブ	平成二 十年 八月二 日
○四一五五〇〇五九四	ジャパンケアサービ スハッピー仙台北・ ヘルパーステーション 仙台市泉区南光台東 一丁目五十二番十八 号千葉茂ビル一〇三 号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ブ	平成二 十年 八月二 日
○四一〇三〇〇一九八	有限会社青い鳥サ ポートハウス 塩竈市西町六番五号	居宅介護	有限会社青い 鳥サポートハ ウス	平成二 十年 八月二 日
○四一五二〇〇六二五	栄つばめつこ 仙台市宮城野区栄二 丁目二番十九号	児童デイサービス	特定非営利活 動法人つば めつこ	平成二 十年 九月一 日

○宮城県告示第八百五十一号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サ
ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
告示する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四二二二〇〇〇八一	ジャパンケアサービスハッ ピー大原・ヘルパー ステーション 柴田郡大河原町字錦町五番 八号	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日

○四二二二〇〇〇七三	ジャパンケアサービ スハッピー仙塩・ス テーション 柴田郡柴田町大字船岡字中 島六十八番八番地内	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日
○四二〇九〇〇〇二三	ジャパンケアサービ スハッピー仙塩・七ヶ 浜・ヘルパー ステーション 多賀城市大代五丁目十番四 十五号	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日
○四二二七〇〇一五五	ジャパンケアサービ スハッピー富谷・ヘル パーステーション 黒川郡富谷町富谷字町十八 番一号	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日
○四一五五〇〇一四九	ジャパンケアサービ スハッピー仙台・ヘ ルパーステーション 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日
○四一五五〇〇五六〇	ジャパンケアサービ スハッピー仙台北・ヘ ルパーステーション 仙台市泉区南光台東一丁目 五十二番十八号千葉茂ビル 一〇三号	株式会社ジャ パンケア サービス	平成二 十年 七月三 十一日

○宮城県告示第八百五十二号
農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「法」という。第八条第一項の規
定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月二十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
古川農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の実施地域
大崎市古川北町三丁目十番三十六号
大崎市の一部(旧古川市、旧三本木町及び旧松山町下伊場野地区)における農業振興地域(農業
振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定され
た地域をいう。)の区域
- 三 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業(法第四条第一項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十年八月十三日

○宮城県告示第八百五十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

二 農地保有合理化事業の実施地域

大崎市鹿島台地域、同松山地域（伊場野地区を除く）、同田尻地域及び涌谷町並びに美里町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

農地売渡信託等事業（法第四条第二項第二号に規定する事業をいう。）

研修等事業（法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十年八月十三日

○宮城県告示第八百五十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

仙台農業協同組合

仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二

二 農地保有合理化事業の実施地域

仙台市、多賀城市、松島町、利府町及び七ヶ浜町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）

の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

研修等事業（法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十年八月十三日

○宮城県告示第八百五十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

みやぎ登米農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

二 農地保有合理化事業の実施地域

登米市南方町及び同市豊里町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十年八月十三日

○宮城県告示第八百五十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

いしのまき農業協同組合

石巻市中里五丁目一番十二号

二 農地保有合理化事業の実施地域

石巻市及び東松島市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法

律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された地域をいう。()の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四條第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十年八月十三日

○宮城県告示第八百五十七号

主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三條第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定める。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	原種	一キログラム当たりの価格
麦類 小麦		二百十円
麦類 大麦		二百十円

○宮城県告示第八百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定により、県営洲崎地区土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年八月二十二日から平成二十年九月十九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び東松島市鳴瀬総合支所

○宮城県告示第八百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一(一) 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区藤塚字土手外一八から二四まで(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
字東谷地一〇の二(次の図に示す部分に限る。)、一一の二、一一の四、一一の五、一五の三(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

三(一) 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

() 次の図は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。()

○宮城県告示第八百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十四日付け十九森整第九百十四号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八

十九条の規定により、通知の内容を栗原市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市栗駒文字鍛冶屋一一九の三七、一一九の八二、一一九の八三、一一九の一五二から一一九の一五四まで、一一九の一五七から一一九の一六七まで、一一九の一六九から一一九の一七三まで、一一九の一七五、文字上向二の三三二、文字津花六〇、六一、六二の一、六二の三、六三の一、六三の三から六三の二四まで、六三の二五(次の図に示す部分に限る。)、六三の二六、六三の二七、六三の三三、六三の三五、六三の三七、六三の三九、六三の四一、六三の四三、六三の四五、六三の四七

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都大田区千鳥二丁目二十三番地二 千葉清

三 通知の内容

一 の森林について、平成二十年七月十八日宮城県告示第七七十一号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(次の図)は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百六十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十年八月二十二日から平成二十年九月五日まで縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名	加入区	縦覧場所
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	仙台市宮城野区蒲生字町七十二番地の一 伊藤 新造 仙台市宮城野区中野字高松九十二番地 菊地 司	仙台市加入区	仙台市若林区荒浜字中丁三十六番地の六 十三 宮城県漁業協同組合 仙台市支所
宮城県漁業協同組合			

○宮城県告示第八百六十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年八月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社千葉土吉田 徹	登米市石越町東郷字山根前五	般・特・十七第六十六号	一部廃業 大工工事業 タイル・れんが・ブロッック工事業	平成二十年七月十七日
株式会社阿川建設 及川 清保	登米市東和町米川字町裏五十八	般・特・十七第六十三百五十六号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業 一般建設業 大工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッック工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業	平成二十年七月二十八日
宮崎建設株式会社 佐藤 傑	加美郡加美町宮崎字屋敷六番二十三、一	般・特・十九第四百九十号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 一般建設業 造園工事業	平成二十年七月二十二日
有限会社千葉工務店 次男	栗原市築館伊豆二丁目八・二十二	般・十七第二千四百六十四号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業	平成二十年七月二十八日

有限会社齋藤興業 齋藤 登一郎	柴田郡川崎町大字前川 字裏尻一、四	般、十八 五千七百七 十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 七月三十一日
有限会社協和冷機工業所 和野 勝利	大崎市古川下中目字新 小路四十三	般、十八 一万四十一 号	全部廃業 一般建設業 熱絶縁工事業	平成二十年 七月十七日
株式会社興豊建 佐藤 肇	仙台市青葉区二丁目六 ・五	般、十七 一万千七百 十四号	全部廃業 一般建設業 大根工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十年 七月二十二日
ガスアメニティ 株式会社 稲井 謙一	塩竈市中の島四、二十	般、十七 一万二千百 五十二号	全部廃業 一般建設業 大根工事業	平成二十年 七月十八日
有限会社春日建 設 山家 幸雄	宮城郡利府町春日字勝 負沢四十三、八十二	般、十八 一万二千三 百二十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 七月二十三日
スズメグリーン 鈴木 米男	石巻市鹿又字新高田十 六、一	般、十五 一万五千二 百六号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 七月二十五日
株式会社エヌ・ ティ・ティ・ド コモ東北 鈴木 哲哉	仙台市青葉区上杉一丁 目一、二	特、十九 一万六千三 百七十一号	全部廃業 特定建設業 電気通信工事業	平成二十年 七月十七日
省工ネ工業株式 会社 守屋 辰雄	仙台市泉区南光台南一 丁目二十二、十九	般、十五 一万六千九 百五十九号	一部廃業 一般建設業 大根工事業 タイツク工事業 内装仕上工事業	平成二十年 七月二十八日
ロイヤルフォー トスウェーデン 仙台株式会社 相澤 和夫	仙台市泉区南光台七丁 目三十三、十六	般、十五 一万七千四 十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 七月二十八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中新田三本木線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前 A	後 B			
加美郡加美町下新田字小路合五番一 地先	七・八	七・五	二二・八	一一・四	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
同郡同町下新田字新田前七二番一 地先	九・六	七・五	二二・八	一一・四	

○宮城県告示第八百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

平成二十年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 岩沼市朝日土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十年八月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区 岩沼市字大和、字山桜、栄町二丁目各一部
- 四 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

五 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

六 事業年度

毎年四月一日から三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所及び岩沼市役所の掲示場に掲示して行う。

○宮城県告示第八百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ

浜土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月二十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月二十六日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地の一	理事
平成二十年七月二十六日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田四十三番地の一	理事
平成二十年七月二十六日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
平成二十年七月二十六日	鈴木 君夫	宮城県七ヶ浜町花淵浜字上ノ山七十八番地	理事
平成二十年七月二十六日	寺沢 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字館下三十番地	理事
平成二十年七月二十六日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜一丁目九番地の一	理事
平成二十年七月二十六日	和泉 正栄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地四十番地	理事
平成二十年七月二十六日	加藤 寿治	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十六番地の十二	理事
平成二十年七月二十六日	渡辺 庄哉	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十二番地	監事
平成二十年七月二十六日	太宰 藤一郎	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野四十八番地の二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月二十五日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地の一	理事
平成二十年七月二十五日	渡辺 繁雄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字浜伊場六十二番地の一	理事
平成二十年七月二十五日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田四十三番地の一	理事
平成二十年七月二十五日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
平成二十年七月二十五日	鈴木 君夫	宮城県七ヶ浜町花淵浜字上ノ山七十八番地	理事
平成二十年七月二十五日	寺沢 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字館下三十番地	理事
平成二十年七月二十五日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜一丁目九番地の一	理事
平成二十年七月二十五日	加藤 純一	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字明神前六番地の一	理事
平成二十年七月二十五日	渡辺 庄哉	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十二番地	監事
平成二十年七月二十五日	太宰 藤一郎	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野四十八番地の二	監事

○宮城県告示第八百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、河南矢本土地改良区が行う土地改良事業(河南地区)計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年八月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

一 縦覧に供する書類の名称

- 十和田市職業（京極学区）土留書（印）
- II 遊覧照臨
平成二十年八月二十二日から平成二十年九月十九日まで
- III 遊覧照臨
石巻市役所、石巻市京極線各駅、東松島市役所及び東松島市京極線各駅

留 柯 状 況

○宮城県監査委員告示第12号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成20年8月22日

宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第1 請求のあった日

平成20年6月19日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3 - 28

代表 十 河 弘

弁護士 鶴 見 聡 志

弁護士 原 田 憲

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

宮城県が宮城県議会議員に対し、平成19年6月20日から平成20年6月19日までの間に宮城県議会の会議に出席した場合に費用弁償として支給した日額10,800円から20,200円及び一部議員に支給した前泊宿泊費、日当は、違法・不当な公金の支出であるので、宮城県知事に対し、宮城県が宮城県議会議員になしたかかると違法・不当な支出により宮城県が被った損害につき、支出相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の原因

(1) 宮城県議会議員の費用弁償規定

宮城県議会議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第1項、第5項、県議会議員の報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号。以下「議員報酬条例」という。）第2条に基づき、月額840,000円の報酬を支給されているが、別途、法第203条第3項、第5項、議員報酬条例第6条第5項に基づき、県議会の会議に出席したときに費用弁償として日額10,800円から20,200円の支給を受けている。

(2) 費用弁償の支給状況

宮城県は、61人の宮城県議会議員に対し、議会の会議への出席の度に日額10,800円から20,200円を支給している。

平成20年2月、3月に開かれた第317回定例会における支給状況は、合計12,517,225円が支給されている。

平成19年度6月定例会、9月定例会、11月定例会においても支給されており、その他の、毎月委員会の出席者にも同様の支給がなされている。

(3) 宮城県内の交通実費

宮城県議会議員が県議会の会議に出席するために要する交通実費について検証した場合、参考となる県内の主要な交通機関の運賃は次のとおりである。

イ JR

仙台～作並 480円（JR 乗車券・片道・28.7km）

仙台～山下 570円（JR 乗車券・片道・35km）

仙台～気仙沼 2,210円（JR 乗車券・片道・137.4km。なお、往復3,600円あり）

ロ 仙台市営バス

市内中心部 100円（仙台市営バス・100円/ツク）

ハ 地下鉄南北線

泉中央～富沢 350円（片道・約28分・14.8km）

(4) 本件支出の違法・不当性

イ 費用弁償の意義

議員に対する日額10,800円から20,200円の支給は、法第203条第3項にいう「職務を行うために要する費用」にはあたらない。議員報酬条例は法第203条第3項の解釈を誤ったものといふべきである。

a 費用弁償とは、法第207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うため支給される金銭をいう。費用弁償は、実費の弁償に他ならないから、費用

を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける「実額方式」を採るのが連前である。仮に、手続きの煩雑さ、経費の増大等といった「実額方式」の短所を考慮し、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用弁償として支給する「定額方式」を採ることが許されるとしても、それは社会通念上、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。

6 宮城県議会議員が費用弁償として支給されている日額10,800円から20,200円は非課税扱いとされているところ、費用弁償とは、「実費弁償」たる本来の性質からして、所得税法(昭和40年法律第33号)上の給与所得者の非課税所得の範囲内に限定されるべきである。

所得税法上、給与所得者に対しては、同法第9条第1項第4号ないし第6号において「一定の場合(職務を遂行するために勤務地を離れて旅行する場合など)の旅費や通勤手当」等につき非課税所得とする旨定めているが、それ以外の職業費を必要経費として認める考え方は採らず、一般的・概括的に必要経費分として給与所得控除の制度を設けているにすぎない。

即ち、法第203条第3項が認めている費用弁償とは、給与所得者一般に認められている非課税給付であるところの「一定の場合の旅費や通勤手当」に限定されるべきであり、それ以外の支給は報酬に含まれるはずであって、費用弁償として支給することのできないものである。

裁量の逸脱・濫用

費用弁償は「実費弁償」であるところ、宮城県が議員の県議会の会議への出席に際して、実際に掛かる交通実費を考慮することなく、議員の既得権益という考慮すべきでない事情から、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠くことが明白であり、裁量を逸脱・濫用した違法・不当な公金支出というべきである。

7 「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に消費した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許される」(最判平成2年12月21日)ものと解されているところ、「標準的な実費」とは、上記のとおり、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲の金額である。

8 議員に支給される日額10,800円から20,200円の算定方法は、日当3,300円、宿泊料7,450円、往復50km以上の場合に1kmにつき車賃47円を加算して算定している。加え、3名の議員に対しては、会議出席に際し前泊したとして、宿泊費、日当を加算して支給している。

日当について

費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償として日当の支給はなし得ない。そもそも、会議への出席は議員本来の職責であるところ、議員報酬とは別途に日当を支給する合理性はない。

宿泊費について

実際に宿泊することを要せず、一律に宿泊費を支給することは実費弁償の趣旨に反する。まして、宮城県議会は午前10時に開会し、午後3時頃には必ず散会しているのであり、宿泊は不要である。

車賃について

1kmにつき47円という車賃についても宮城県は「職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)」及び「議員報酬条例」で自家用車などで旅行する場合の車賃を1kmにつき37円と定めていることからして、議員が議会へ出席する場合にこれよりも高額とする合理性はない。そもそも、1kmにつき37円の車賃についても仙台市民オンブズマンが調査したところ、燃料実費の他にきわめて多くの費用を含んでいるのであり、充分すぎるほど高額であるといえることができる。

前泊について

宮城県は第317回定例会において、3名の議員に対して会議の出席に際し前泊費用として、1日当日宿泊費14,900円、日当1,650円ないし825円を支給している。しかしながら、かかる支給の根拠となる条例は存在せず違法な支給である。

費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償の名目で日当を支給したり、実際には必要としない宿泊費を支給することは許されない。

議員の議会への出席は議員本来の職責であり、議会への出席は勤務地へのいわば「通勤」と評価されるべきである。宮城県職員は自動車等で通勤する場合には通勤手当として距離に応じて月額2,200円から33,000円の支給を受けている。これに対して、宮城県議会議員は、1日の出席だけで最低でも10,800円を支給されているのであり、宮城県議会議員の「通勤手当」は異常に高額である。

9 2008年5月18日付け河北新報朝刊においても、居住地からの距離とは関係ない定額支給であり、実際の交通費よりも異常に高額で不必要な支給であると紹介されている。

現在、費用弁償は全国的に見直しが図られており、北海道では昨年10月までに、道内35市のうち31市が廃止を決定している。議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、議員報酬の他に日額10,800円から20,200円の支給を受けているということは、一般市民の感覚からは乖離しているものと言っほかなく、支

給の不合理性は明白である。

d 宮城県知事は、執行機関の長の基本的義務として、長は「自らの判断と責任において」事務の誠実な管理と執行をしなければならぬところ（法第138条の2）、議員報酬条例の公布後本件支出までの間に、法第149条第5号の「会計を監督する」権限を行使して違法支出にならぬよう是正措置を講ずることができたのに、これを行ってしなかつた。

ハ 議員報酬条例の違法性

宮城県議会議員に対し月額10,800円から20,200円の費用弁償の支給を定めた議員報酬条例は、「実費弁償」に限りて費用弁償を認めた法第203条に反する違法な条例である。

a 前述のとおり、費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うための「実費弁償」をいうのであり、日当や実際には必要としない宿泊費、高額な車賃を支給することは許されない。

b 月額10,800円から20,200円の費用弁償は、宮城県議会議員が議会に出席するに際して実際に要する費用に鑑みても異常に高額であり、「標準的な実費」とは到底評価できない。

議員報酬条例は、法第203条の許容する「実費弁償」とは認められず違法である。

以上のとおり、宮城県議会議員に対する月額10,800円から20,200円及び一部議員に支給した前泊宿泊費、日当の支給は違法・不当な公金支出にあたる。

(5) 結論

議会がその議員の報酬を定めるのは、いわばお手盛りであり、不当に高額な報酬を定めることが懸念される。事実、宮城県議会議員は、月額840,000円という市民の目から見れば極めて高額な報酬を支給されている。更に、政務調査費や費用弁償の各目でも実質的な報酬を支給されているのである。

議員が議会の会議へ出席する際に支給される月額10,800円から20,200円は、その金額からしても交通費実費を大きく超え、費用弁償としての支給を基礎付ける必要性・合理性を著しく欠いている。そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性はないのである。仮に支給するにしても交通費等の実費支給によるべきである。

議員が議会の会議へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、その都度、仕事の質や成果、働き振りに関係なく月額10,800円から20,200円の支給を受けることは、「報酬の二重取り」、「出面取り」であり、議員のお手盛りの弊害・既得権益であると言わざるを得ない。

よって、法第242条第1項、第4項に基づき、宮城県知事に対して、違法不当な支出により宮城県が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求

め、別添の事実証明書を添えて本請求に及び次第である。

第4 請求の受理

本件監査請求は、公金の支出に関する監査請求として、受理することとした。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥

嵐山和純監査委員及び袋正監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査の対象事項

監査の対象事項は、平成19年6月20日から平成20年6月19日までに支出された県議会議員の会議出席に係る費用弁償とした。

3 監査対象箇所等

知事の補助執行者として費用弁償の支出の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、議員報酬条例の制定及び改正等の書類を保有する議長（議会事務局）について、関係人調査を行った。

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成20年7月7日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査及び議会事務局職員からの聴き取りにより、監査対象事項に係る費用弁償については、別表のとおり支出されていることを確認した。

2 監査対象箇所等からの聴き取り

事実確認を踏まえ、議会事務局に対して聴き取りを行った結果は、次のとおりである。

(1) 議員報酬条例第6条第5項の規定に基づく費用弁償（以下「応招旅費」という。）について
イ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年宮城県条例第1号）が平成12年に改正され、同条例の適用対象から県議会議員が除かれるとともに、新たに県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める議員報酬条例が、平成12年3月28日に制定され、同年4月1日に施行されている。

ロ 応招旅費の額については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例が平成9年に改正され、現行の一日の移動距離に応じた日額の区分になって議員報酬条例に引き継がれている。その額は、各会派の代表者からなる各会派代表者会議で決定している。額の算出については、仙台市や他の都道府県の状況を踏まえながら決められている。

八 応招旅費は、法第102条に基づく定例会及び臨時会、法第109条、第109条の2及び第110条の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席した場合に支給している。

二 応招旅費と政務調査費の旅費とは重複しないよう調整している。

ホ 平成17年10月3日の各会派代表者会議において、当時の伊藤議長から、定例会の休会日の支給見直しと日額旅費の実費支給への見直しについて問題提起され、応招旅費等検討会議を設置し検討した結果、平成19年2月議会から休会日の応招旅費支給を廃止している。

(2) 前泊の費用弁償の支給について

イ 前泊の費用弁償の支給については、過去の会議でルールを決定している。往復距離が150km以上で、かつ、午前10時30分以前の会議がある場合に限り、議員本人からの申し出により議長決裁のうえ支給している。支給額は、宿泊料14,900円及び日当（一般交通機関：1,650円、自家用車使用：825円）である。

ロ 支給の根拠は、議員報酬条例第6条第2項及び第3項の規定に基づき、法令等に定めがある場合のほか、職員の例によることとなっていることから、職員の例により算定した額を、議長の決裁を経て支給している。

ハ 平成19年度は、3名について支給している。平成20年4月以降については、旅費の起点が変更になったことに伴い2名のみが支給対象となっている。

(3) 他都道府県の費用弁償の支給状況について

他都道府県の費用弁償の支給状況は、概ね3パターンに分けられる。1つ目は、交通費実費のみの支給で、神奈川県、千葉県、鳥取県の3県である。2つ目は、定額ブラス交通費実費の支給で、福島県、富山県等14府県ある。3つ目は、本県と同様に定額の支給が30都道府県ある。ただし、大阪府は現在廃止の方向で調整中の方である。

第7 判断

請求人は、「費用弁償とは、実費の弁償に他ならないから、「実額方式」を採用するのが建前で、「定額方式」を採用することが許されるとしても、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。」とし、「議員報酬条例の当該規定は、法第203条の許容する「実費弁償」とは認められず違法である。」と主張しているので、この点について判断する。

法第203条第3項に規定する「費用弁償」の趣旨は、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭で、実費弁償の意味を持つといっても、その額は必ずしも実際に要した経費と同額でなければならないものではなく、条例で定められた標準的費用を基礎とした定額により支給されるのが通例となっている。議員の費用弁償に関する最高裁判決においても、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多

寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である。」(市川市議会議員費用弁償支出事件 平成2年12月21日最高裁判決)とされている。

本県議会議員の費用弁償は、法第203条第3項及び第5項の規定に基づき制定された議員報酬条例第6条の規定により支給されており、応招旅費については、同条例第5項を受けた別表第三に一日の行程の距離区分に応じた日額が定められている。

この規定は、他の都道府県や仙台市の状況を踏まえながら検討を重ね、各会派代表者会議で決定され、議会の議決を経て条例化されたものであり、現在定額支給を行っている30都道府県の中で著しく高い額となっているものではない。したがって、その制定過程や内容について議会の裁量権を逸脱し、又は濫用したものと認められない。

また、一部の議員に支給した前泊の宿泊料及び日当については、遠方に在住している議員が午前10時30分以前に始まる会議に確実に出席するために、議員報酬条例第6条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の例により算定した額を、議長の決裁を経て支給されているものであり、支給根拠となる条例の存在しない違法な支給であるとは認められない。

以上のことから、監査対象事項に係る請求には理由がないので、これを棄却する。

付言・議会に対する要望

本県の議員報酬条例は、応招旅費について定額方式を採用しているが、定額方式は、実費を対象としてこれを弁償するとの費用弁償の本来の趣旨を損なわないものである限り、法第203条第3項の費用弁償の方法として、これを採用することが許されると解されている。また、定額方式で定められた額が、標準的な実費である一定の額として妥当かどうかを判断する基礎となる社会通念は、固定化されたものではなく、社会経済情勢、社会環境及び価値観等の変化によって変容するものと考えられる。

本県は、平成9年4月から現在の日額となっており、当時は、全国平均と同程度の日額であったと認められるが、それ以降、多くの団体が条例の改正が行われた結果、平成20年4月1日現在、定額方式を採用しているのは30都道府県で、その多くが本県の日額を下回っている。

社会経済情勢及び社会環境の変化に加え、本県の財政事情は悪化し、公費の用途に対する県民の関心も著しく高まるなど、費用弁償の妥当性を判断する基礎となる社会通念も変化してきている。

平成19年2月議会から休会日の応招旅費の支給を廃止するという改善はなされているものの、今回の住民監査請求を契機として、改めて条例の規定の妥当性について検証されるとともに、県民に

対する説明責任が十分果たされる制度となるよう検討されることを要望する。

別表

(単位：件，円)

	件数	金額	うち前泊		備考
			件数	金額	
定例会	494	38,728,700	18	387,300	3人24泊分
常任委員会	434	5,503,600	5	81,100	2人5泊分
議会運営委員会	163	2,055,300			
特別委員会	535	6,767,775	6	98,475	2人6泊分
合 計	1,626	53,055,375	29	566,875	3人35泊分

正 誤

○宮城県公報第一九〇七号(平成十九年十一月九日付け)中

ページ	段	行	正	誤
十	下	後ろか	七・五 一六・八	七・五 一六・八
		ら八	七・五 一六・八	七・五 一六・八

○宮城県公報第一九六九号(平成二十年六月二十四日付け)中

ページ	段	行	正	誤
三	下	二	加美郡加美町宮崎字北三七の二、三七の六から三七の八まで、三七の九、三七の二一(次の図に示す部分に限る。)三七の二四、三七の二七、三七の三一から三七の三四まで	加美郡加美町宮崎字北三七の二、三七の六から三七の八まで、三七の九、三七の二一、三七の二四、三七の二七、三七の三一から三七の三四まで
		一四	「次の図」及び「次のとおり」	「次のとおり」